

物流効率化に向けた先進的な実証事業事務局 御中

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の役職及び氏名

物流効率化先進的な実証事業費補助金
(荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業)に係る
取得財産に係る誓約書

物流効率化先進的な実証事業費補助金(荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業)に係る補助事業(以下「本事業」という)において、補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という)については、補助事業実施期間及び処分制限期間中は、本事業のみで使用し、他の事業用途で一切使用しないことを誓約いたします。

尚、取得財産等のうち、処分を制限する財産を、その期間内において、処分しようとするときは、物流効率化先進的な実証事業費補助金(荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業)交付規程第22条の規定に基づき、定められた手続きをいたします。